

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれらに対する総務省の考え方

意見提出期間：平成29年4月1日（土）から同年5月8日（月）まで

提出された意見の件数：2件

No	提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般財団法人 テレコムエン 지니어リング センター	本改正案は、フェイクデータ問題の要因とその対策効果とを適切に勘案された内容であり、本改正案に賛同します。 なお、フェイクデータ問題は、電波政策2020懇談会報告でも指摘されているように、グローバル化の進展等もその要因となっていると考えられることから、MRA制度にもとづく海外での適合性評価においても、同様の対応を進めていただくことを希望します。	賛成意見として承ります。 また、本改正の内容については、国際会議等その他の機会を捉え、海外の適合性評価機関等の関係機関へ要請を行っております。	無
2	個人	本改正に賛成である。 適切な改正であると思われた。	賛成意見として承ります。	無